

地方創生関連事業

3. 小さな拠点

- 過疎地域振興対策等に要する経費【総務省】
- 農村集落活性化支援事業【農林水産省】
- 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
（集落活性化推進事業費補助金）【国土交通省】

既存事業（「小さな拠点」）

人口減少や高齢化が進行する過疎地域、農村等において、集落機能の維持・活性化を図るため、基幹集落（「小さな拠点」）を中心とした、生活サービスの集約・確保、地域運営組織の形成と、周辺集落のネットワーク化推進等について支援



新型交付金

地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援

【想定される支援対象】

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成
- ②既存事業の隘路を発見し、打開する取組（政策間連携）
- ③先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【事業例】

「小さな拠点」等によるコミュニティビジネスの活性化

- ・生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、自立的な集落の実現を目指す

- ・「小さな拠点」の形成等により、集落地域の維持・再生等の効果が上がっているか。
- ・新型交付金との役割分担を明確化すべきではないか。

- 先駆性のある取組や既存事業の隘路を発見し打開する取組等を支援する新型交付金との役割分担を明確化すべきではないか。
- 「小さな拠点」の形成等により、集落地域の維持・再生等の効果が上がっているのかどうかしっかりと検証すべきではないか。